

墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号））

改正案	現行
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p><u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</u></p> <p>2 [略]</p> <p>付 則</p> <p>（区民税の総所得金額の計算の特例）</p> <p>第3条 平成16年度分の区民税に限り、平成15年4月1日から同年12月31日までの間において支払を受けるべき所得税法第24条第1項に規定する配当等で所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正後の</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第20条 〔同左〕</p> <p>・ [略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 [略]</p> <p>付 則</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 平成16年度分の区民税に限り、平成15年4月1日から同年12月31日までの間において支払を受けるべき所得税法第24条第1項に規定する配当等で所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正後の</p>

租税特別措置法第9条の3第1項各号に掲げるもの(以下この条において「特定配当」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 〔略〕

3 第1項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、区長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の3第1項各号に掲げるもの(以下本条において「特定配当」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

(区民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 〔略〕

3 第1項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、区長に提出した場合(区民税の納税通知書が送達された後に区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時まで区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、区長においてやむを得ない理由があると認めるとき、又は法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

〔新設〕

第3条の5の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法付則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

— 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）

— 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用については、第20条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3

条の5の2第1項」と、第20条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の5の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条〔略〕

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第23条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

〔略〕

租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 〔略〕

(上場株式等に係る配当所得に係る区民税の課税の特例)

第8条〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔同左〕

第4条〔略〕

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第23条第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

〔略〕

租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第15条から第20条の2まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 〔略〕

〔同左〕

第8条〔略〕

2 〔略〕

3 〔同左〕

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ 〔略〕

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ 〔略〕

〔同左〕

第9条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔同左〕

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得

金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割」の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次

金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割」の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ [略]

4 [略]

[同左]

第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 [略]

3 [同左]

に定めるところによる。

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割」の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ 〔略〕

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第11条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときに

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割」の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ 〔略〕

〔同左〕

第11条 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときに

おける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

・〔略〕

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第12条〔略〕

2～4〔略〕

5 第1項の規定の適用がある場合には、次

おける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

・〔略〕

2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

〔同左〕

第12条〔略〕

2～4〔略〕

5〔同左〕

に定めるところによる。

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ 〔略〕

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第13条 〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・ 〔略〕

〔同左〕

第13条 〔略〕

2 〔同左〕

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所

得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の合計額」とする。

・ [略]

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第13条の2 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2・3 [略]

得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の合計額」とする。

・ [略]

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第13条の2 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2・3 [略]

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第14条 [略]

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第23条第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3～5 [略]

6 第3項の規定の適用がある場合における第24条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書()とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで又は付則第14条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の1

[略]

第14条 [略]

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第23条第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3～5 [略]

6 第3項の規定の適用がある場合における第24条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書()とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで又は付則第14条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条第5項において準用する前条第5項」とする。

[同左]

第14条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の1

4 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 1 5 条及び第 1 8 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 1 8 条の 7 に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 1 7 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 1 0 0 分の 3 に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔略〕

第 1 9 条から第 2 0 条の 2 まで、第 2 0 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 5 第 1 項、付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項及び付則第 3 条の 6 の規定の適用については、第 1 9 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 1 4 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 2 0 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 1 4 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第 2 0 条の 2、第 2 0 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 1 4 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 2 0 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 1 4 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び付則第 3 条の 6 中「所得割の額」とあ

4 第 1 項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第 1 5 条及び第 1 8 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 1 8 条の 7 に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 1 7 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 1 0 0 分の 3 に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 〔同左〕

〔略〕

第 1 9 条から第 2 0 条の 2 まで、第 2 0 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 6 の規定の適用については、第 1 9 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 1 4 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 2 0 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 1 4 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第 2 0 条の 2、第 2 0 条の 3 第 1 項、付則第 3 条の 3 第 1 項及び付則第 3 条の 5 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 1 4 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 2 0 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 1 4 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び付則第 3 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 1 4 条の 2 第 1 項の規定による区

るのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・〔略〕

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の4〔略〕

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・〔略〕

3・4〔略〕

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、

民税の所得割の額の合計額」とする。

・〔略〕

〔同左〕

第14条の4〔略〕

2〔同左〕

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

・〔略〕

3・4〔略〕

5〔同左〕

〔略〕

第19条から第20条の2まで、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、

<p>付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の3第1項中「第15条第4項」とあるのは「付則第14条の4第4項」とする。</p> <p>・ [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>付則第3条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第20条の2、第20条の3第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の5第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の4第3項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第20条の3第1項中「第15条第4項」とあるのは「付則第14条の4第4項」とする。</p> <p>・ [略]</p> <p>6 [略]</p>
---	---

第2条による改正（墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成20年墨田区条例第30号））

改正案	現行
<p>付則 （施行期日） 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>[略]</p> <p>付則第4条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の</p>	<p>付則 〔同左〕 第1条 〔同左〕</p> <p>[略]</p> <p>付則第4条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の</p>

頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、付則第8条の改正規定、付則第13条の5の改正規定、同条を付則第13条の6とする改正規定及び付則第13条の4の次に1条を加える改正規定並びに次条第7項から第13項までの規定 平成22年1月1日

付則第13条第1項及び第13条の3の改正規定並びに次条第14項から第18項までの規定 平成22年4月1日
(区民税に関する経過措置)

第2条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例付則第8条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する区民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。

9・10 〔略〕

頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、付則第8条の改正規定、付則第13条の5の改正規定、同条を付則第13条の6とする改正規定及び付則第13条の4の次に1条を加える改正規定並びに次条第7項から第15項までの規定 平成22年1月1日

付則第13条第1項及び第13条の3の改正規定並びに次条第16項から第20項までの規定 平成22年4月1日
〔同左〕

第2条 〔略〕

2～7 〔略〕

8 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例付則第8条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する区民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

― 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額

― 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 1万8,000円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

9・10 〔略〕

1 1 新条例付則第 1 3 条の 5 の規定は、平成 2 2 年 1 月 1 日以後に区民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

1 1 新条例付則第 1 3 条の 5 の規定は、平成 2 2 年 1 月 1 日以後に区民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第 1 4 項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

1 2 区民税の所得割の納税義務者が新条例第 1 5 条第 4 項の規定により平成 2 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの期間（第 1 4 項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第 4 項に規定する申告書を提出する場合には、新条例付則第 1 3 条の 5 第 2 項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第 1 4 項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

— 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例付則第 8 条第 1 項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が 1 万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成 2 0 年政令第 1 5 2 号。以下「平成 2 0 年改正令」という。）附則第 7 条第 1 0 項で定めるもの（以下この項及び第 1 4 項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

— 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第 1 4 項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当

1.2 〔略〕

1.3 〔略〕

1.4 〔略〕

1.5 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項

該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

1.3 〔略〕

1.4 区民税の所得割の納税義務者が新条例付則第13条の6第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき都民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例付則第13条の6第2項の規定にかかわらず、新条例第15条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

— 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

— 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

1.5 〔略〕

1.6 〔略〕

1.7 区民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項

において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例付則第13条の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例付則第13条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する区民税の所得割の額は、新条例付則第13条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例付則第13条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例付則第13条の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例付則第13条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する区民税の所得割の額は、新条例付則第13条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

- 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例付則第13条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額
- 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - イ 9万円

16 前項の規定の適用がある場合における新条例付則第13条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは、「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成20年墨田区条例第30号）付則第2条第15項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

17 新条例付則第13条の6第4項の規定の適用がある場合における第15項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例付則第13条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

18 新条例付則第14条第3項の規定の適用がある場合における第15項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例付則第14条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

19 〔略〕

20 平成20年4月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例付則第14条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

□ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

18 前項の規定の適用がある場合における新条例付則第13条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは、「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成20年墨田区条例第30号）付則第2条第17項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

19 新条例付則第13条の6第4項の規定の適用がある場合における第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例付則第13条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

20 新条例付則第14条第3項の規定の適用がある場合における第17項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例付則第14条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

21 〔略〕

22 平成20年4月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例付則第14条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1条中墨田区特別区税条例付則第3条の5の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定並びに同条例付則第4条第2項、付則第8条第3項第2号、付則第9条第3項第2号、付則第10条第3項第2号、付則第12条から第13条の2まで、付則第14条第2項及び第6項、付則第14条の2第2項第2号並びに付則第14条の4第2項第2号及び同条第5項第2号の改正規定 平成22年1月1日

第1条中墨田区特別区税条例第20条第1項に1号を加える改正規定、同条例付則第3条、付則第3条の5第3項、付則第10条第1項及び付則第11条第3項の改正規定並びに第3項及び第4項の規定 平成22年4月1日

第1条中墨田区特別区税条例付則第14条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

(区民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の区民税について適用し、平成20年度分までの区民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第20条第1項第3号の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支出する同号に規定する寄附金について適用する。
- 4 新条例付則第3条の5第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の区民税について適用し、平成21年度分までの区民税に係る同項に規定する区民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。